

Title	『定家卿百番自歌合』三次本への改訂：雑部改訂から探る時期と意図
Author(s)	細川, 知佐子
Citation	詞林. 2007, 42, p. 49-61
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/67571">https://doi.org/10.18910/67571</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 『定家卿百番自歌合』三次本への改訂

——雑部改訂から探る時期と意図——

細川知佐子

はじめに

『定家卿百番自歌合』は、定家自撰の百番からなる自歌合で、「四季」「恋」「雑」の部立を持ち、綿密な結番や構成配列がなされている。本自歌合には、建保四（一二二六）年成立の一次本、同五（一二二七）年成立の二次本、同七（一二二九）年成立の順徳天皇勅判本、貞永元年以降成立の三次本があり、二次本と三次本が伝存する<sup>①</sup>。したがって、二次本と三次本との比較から三次本への改訂（以下三次改訂とする）の全容を知ることができる。

三次改訂では、「四季」二首・「恋」四首・「雑」四首の差し替えが行われているが、稿者は前稿<sup>②</sup>で、二次本と三次本における「四季」と「恋」の改訂箇所を比較し、本自歌合の結番構成が、三次改訂によりどのような変化を遂げたかを考察した。まず、「四季」では月・紅葉など、季節を代表する景物の歌群内部における差し替えであって、月と紅葉の順序が入れ替わるという、景物そのものについての構成配列の変化

はなかった。「恋」では、名所が改訂のひとつの基準となるものの、やはり恋の進行に沿った配列構成に変化はみられなかった。「四季」と「恋」の三次改訂は、時間の経過に従う二次本での構成を変えることはなく、細部の調整により、部立全体の構成配列の完成度を高めたものであった。

本稿では、前稿で取り上げなかった「雑」の三次改訂を考察し、前稿の考察と合わせ、三次改訂の意図や時期についても私見を述べたい。

## 一、（羈旅歌）八七番の改訂

「雑」は、八一番から百番までの二十番四十首で、四季五十番や恋三十番に比べ、番数（歌数）が最も少ない。しかし、差し替えられた歌は四首あり、部立全体の歌数から考えると一割が差し替えられたことになる。草野隆氏は、二次本「雑」内部の構成が、広義の雑である離別・羈旅・哀傷など、勅撰集の部立と一致する歌群と、それに入らない狭義の雑である歌群により形成されていることを明らかにされた<sup>③</sup>。本稿

で取り上げる改訂箇所は草野氏によると羈旅と賀にあたるが、いずれも歌の内容から首肯できる分類である。そこで以下、草野氏の示された構成に拠りつつ、改訂箇所を順に考察してゆきたい。

羈旅歌群は八六番から八八番までの三番六首からなる歌群だが、二次本では八七番右「元久詩歌合」の次の歌が切り出されている。

都にも今や衣を宇津の山夕霜はらふ蔦の下道

(新古今・羈旅・九八二)

新たに切り入れられた歌は、「関白左大臣家百首」「旅」五首の一首目、

都いでて朝たつ山の手向より露置きとめぬ秋風ぞ吹く

である。この二首を比較すると、いずれも旅の歌であるため、羈旅の歌同士の差し替えということになり、結論からいうと羈旅の歌群内部における構成配列の調整ということが出来る。歌の内容をみると、両首ともに「都」と詠み出されながら、切り出し歌は都から遠くはなれた郷愁の歌、切り入れ歌は都を出立する際の歌という違いがある。また、いずれも山の情景を詠みながら、切り出し歌が夕景、切り入れ歌は朝景という相違もみえる。共通の詞を複数持ちつつ、状況や時間に違いがある二首といえよう。

八七番は順序の入れ替えを伴う差し替えのため、二次本・三次本の羈旅歌群全てを次に掲げる(便宜上二次本の歌順に番

号を付した。差し替え歌の番号はゴチックにし、切り出し歌は□で囲った。また傍線を私に付した。以下同じ)。二次本では、

八六番

1左 忘れなむまつとなつげそ中に因幡の山の峰の秋風

2右 いづくにかこよひは宿をかり衣日も夕暮の峰の嵐に

(新古今・羈旅・九六八)

(新古今・羈旅・九五二)

八七番

3左 こととへよおもひ興津の浜千鳥なくなくてし跡の

月影

4 囿 都にも今や衣を宇津の山夕霜はらふ蔦の下道

(新古今・羈旅・九三四)

八八番

5左 旅人の袖吹きかへす秋風に夕日さびしき山のかけは

し

6右 関の戸をさそひし人はいでやらで有明の月の佐夜の

中山

三次本では、以下の結番構成となる。

八六番

1左 忘れなむまつとなつげそ中に因幡の山の峰の秋風

(新古今・羈旅・九六八)

2右 いづくにかこよひは宿をかり衣日も夕暮の峰の嵐に

(新古今・羈旅・九五二)

八七番

3左 こととへよおもひ興津の浜千鳥なくなくいでし跡の

月影 (新古今・羈旅・九三三)

6右 関の戸をさそひし人はいでやらで有明の月の佐夜の

中山 (新古今・羈旅・九三四)

八八番

4左 都いでて朝たつ山の手向より露置きとめぬ秋風ぞ吹

く (新古今・羈旅・九五三)

5右 旅人の袖吹きかへす秋風に夕日さびしき山のかけは

し (新古今・羈旅・九五三)

まず目に付くのは、二次本では『新古今集』入集歌が、六首中五首を占めることである。すなわち羈旅歌群は、『新古今集』に入集した、自他ともに認める秀歌によるものということができる。しかし、『新古今集』の歌番号とは、順序が入れ替わっており、『新古今集』では隣り合っていた「いづくにか」と「旅人の」も、2と5に置かれている(三次本では2と6)。「新古今集」では、月や夕日の歌群、あるいは「宇津の山」の歌群といった配列となっており、定家は『新古今集』とは異なる独自の意識で本自歌合の結番や配列を行ったと考えられる。次に注目すべきは、差し替え歌二首の比較の際にも挙げた、時間を表す歌語(傍線を付した)が多いことである。羈旅歌群一首目となる「忘れなむ」以外の全ての歌に含まれており、結番や構成配列の際に、重視された可能性

が考えられる。ここで、二次本と三次本との比較の前に、本自歌合一次本成立直前に成立した、定家撰『定家八代抄』再撰本の「羈旅」の配列構成をみてみたい。5「旅人の」歌が選入され、時間を表す詞を含む歌が隣り合う配列もあるため、建保期の定家の配列意識を探ることのできる作品と考えられるからである。『定家八代抄』には、次のような時間の経過を示す配列がみえる。

草枕旅寝の人は心せよ有明の月もかたぶきにけり

(八一九・大納言師頼/新古今・九二五)

旅衣朝たつをの露しげみしほりもあへず忍もぢずり

(八二〇・前大僧正覚忠/千載・五二四)

あるいは、

月みばと契置きてし古郷の人もや今夜袖ぬらすらん

(八二七・西行/新古今・九三八)

明けは又越ゆべき山の峰なれや空行く月のすゑの白雲

(八二八・家隆/同・九三九)

旅人の袖吹きかへす秋かぜに夕日さびしき山のかけはし

(八二九・定家/同・九五三)

である。八一九では、旅寝をする人に「有明の月」も傾き出立の時間である朝が近いことを呼びかけ、次の八二〇では、早朝の出立であるため、露が旅人の衣を濡らす様を詠み、一人の旅人の夜明けから出立までの時間経過を思わせる配列である。次の八二七と八二八では『新古今集』の配列を取り込

みながら、八二八では「明けば又越ゆべき山」を幻視させ、続く八二九は、八二七と「袖」で繋がれつつ、あたかも一人の旅人が前歌で幻視された山のかけはしを渡り、旅を続ける物語的構成となっている。いずれも時間を示す詞を効果的に用いた配列で、享受者が、和歌に詠まれた旅人、あるいは詠歌主体とともに、旅を疑似体験するような配列である。

では、改訂によって二次本と三次本との間に生じた変化を、時間を表す詞に注意してみてゆきたい。二次本は、八六番右「夕暮」、八七番左「月影」右「夕霜」、八八番左「夕日」右「有明の月」であって、羈旅歌群三番すべてに「夕」が配され、時間を意識した結番構成である。しかし、「夕霜」から「夕日」へと、夕暮れを詠んだ歌が連続するなど、『定家八代抄』のように、旅人の時間経過に細部まで留意した配列とはなっていないようである。特に羈旅歌群の中心となる八七番は、

3左 こととへよおもひ興津の浜千鳥なくなくいでし跡の

月影 (新古今・羈旅・九三四)

4右 都にも今や衣を宇津の山夕霜はらふ萬の下道

(新古今・羈旅・九八二)

と、『八雲御抄』で撰津国とされる「興津の浜」と、駿河国の「宇津の山」との組み合わせで、海と山の名所の番といつた趣向が見受けられる。八六番左に、

忘れなむまつとなつげそ中中に因幡の山の峰の秋風

八八番右に、

関の戸をさそひし人はいでやらで有明の月の佐夜の中山と、前後の番にも「因幡の山」や「佐夜の中山」がみえることから、前稿で名所が重要な役割を持つことを指摘した「恋」同様に、羈旅歌群全体が八七番を中心に名所を重視した構成といえよう。また3は「浜千鳥」に「こととへよ」と詠んでおり、『伊勢物語』第九段で、主人公が都鳥に呼びかけた「名にしおはばいざこととはむ都鳥わが思ふ人はありやなしやと」(古今・羈旅・四一一・業平)が想起され、4も同段の「宇津の山にいたりて、わが入らむとする道はいと暗う細きに、萬かへでは茂り」が本説であるところから、八七番は『伊勢物語』にちなんだ番でもある。

次に改訂後の三次本における時間の流れをみると、八七番の右が「夕霜」から「有明の月」へ、八八番左が「夕日」から「朝」、同右が「有明の月」から「夕日」へと変化したことにより、八六番右「夕暮」、八七番左「月影」右「有明の月」、八八番左「朝」、右「夕日」となった。すなわち、夕暮↓月↓有明の月↓朝↓夕(日)と、一首ごとに時間が推移し、時間の流れに沿った配列に変化したのである。特に、八七番右と八八番左の隣り合う二首、

関の戸をさそひし人はいでやらで有明の月の佐夜の中山  
都いでて朝たつ山の手向より露置きとめぬ秋風ぞ吹く  
は、『定家八代抄』の

草枕旅ねの人は心せよ有明の月もかたぶきにけり

(八一九・大納言師頼)

旅衣朝たつをの露しげみしぼりもあへず忍もぢずり

(八二〇・前大僧正寛忠)

との類似がみえる。さらに、八八番は、

左 都いでて朝たつ山の手向より露置きとめぬ秋風ぞ吹く

右 旅人の袖吹きかへす秋風に夕日さびしき山のかげはし

となり、歌群一首目八六番左「忘れなむ」にも詠まれていた

「秋風」を共通の詞とし、早朝に「都いでて」という左歌に、

右歌の夕景の旅人の姿が合わされ、旅人の一日の行程を想起

させる物語的結番となっている。これも前掲『定家八代抄』

の八二七から八二九の配列と同様の趣向と考えられる。すな

わち三次本では、自詠「旅人の」を含む『定家八代抄』と同

趣向の構成配列を行ったものと推測される。

次に、二次本にみられた名所や『伊勢物語』にちなんだ構

成を確認すると、まず、「宇津の山」の歌が切り出され、代

わりに切り入れられた歌に名所が詠まれていないため、羈旅

歌全体を通しての名所重視の印象はうすれたものの、歌順の

入れ替えにより、八七番は、「興津の浜」と「佐夜の中山」

の結番となり、羈旅歌群の中心はやはり海と山の名所の結番

である。ただし、「佐夜の中山」は東国の名所ではあるが、

『伊勢物語』には登場せず、『伊勢物語』にちなんだ結番とい

う趣向は消えたことになる。定家は、羈旅に相応しい名所の

結番を残しつつ、二次本で試みた、八七番のみの『伊勢物

語』に拠った趣向から、羈旅歌全体にわたる、旅人の時間の

流れという趣向へと差し替えたものといえるだろう。番内部

の趣向より、羈旅歌群全体の構成を重視したのである。

切り入れ歌が詠まれた「関白左大臣家百首」「旅」の配列

をみると、

都出でて朝たつ山の手向より露おきとめぬ秋風ぞ吹く

(拾遺愚草・一四七七)

夕日かげさすや岡べの玉篠を一夜のやどりたのみてぞか

る (拾遺愚草・一四七七)

であることから、『定家八代抄』から「関白左大臣家百首」、

そして本自歌合三次本へと継承されてきた配列の趣向という

こともできよう。なお、定家の定数歌と同様の配列が本自歌

合にもみえることは、すでに草野氏も指摘されている。

## 二、(賀歌) 九八・百番の改訂

「雑」四首の差し替えのうち三首は賀歌であり、九八番の

左右二首と百番の右歌が差し替えられている。賀歌は九八番

から百番の三番六首しかなく、本自歌合の最終歌となる百番

右の差し替えが行われていることを含め、改訂による変化が

予想される。では、差し替え歌を順にみてゆきたい。賀歌は

詠出の場も重要であるため、歌に付された出典注記も記す。

まず、次に掲げる二次本九八番の左右二首が切り出されて

いる。

因 紫の色こきまではしらざりき御代のはじめの天の羽衣

院百首

因 日影さす乙女の姿吾もみきおひずはけふの千代のはじめに  
院二十首

左は建保四(一一一六)年成立「建保院百首」、右は建暦二(一一二二)年成立「院二十首」の歌で、いずれも後鳥羽院主催の定数歌において詠まれたものである。左歌の「御代」は、久保田淳氏が指摘されているように、後鳥羽院の御代のこと、「御代のはじめの天の羽衣」とは、後鳥羽院の御代の始め頃、権少将つまり羽林であったのが、「紫のこき色」の参議までなれるとは思わなかったと詠んでいる。川平ひとし氏も久保田氏の説を継承され、加えて「院の叡慮に対する挨拶の歌」とされている。右歌はいわゆる「五人百首」の詠だが、建暦二年十一月に行われた順徳院の大嘗会における、五節の舞姫を詠んだものと思われ、「千代のはじめ」とは順徳院の御代のはじめである。すなわち二次本九八番は、後鳥羽院の恩顧に対する感謝と順徳院の御代を寿ぐ一番である。賀歌群三番のはじまりを、当代への予祝と、実質的な為政者である後鳥羽院への謝意で構成したといえよう。

次に三次本の九八番をみてみよう。

左 をさまれる民のつかさの貢物ふたたびきくも命なりけり  
加任納言参外記序

(新勅撰・雑二・一一六七)

右 百敷のとのへをいづるよひよひはまたぬにむかふ山の  
端の月 関白左大臣家百

(同・同・一一六八)

左は『拾遺愚草』にも収載されておらず、本自歌合と『新勅撰集』にしかみられない歌である。「民のつかさ」と詠まれていることから、季吟の『新勅撰和歌集口実』では、建保四年民部卿に任官された時の歌とするが、『新勅撰集』の詞書「老の後、年久しく沈み侍りて、はからざるほかにつかさたまはりて、外記のまつりごとに参りて出で侍りける」や本自歌合の「加任納言参外記序」という出典注記などから、早くに、樋口芳麻呂氏が「権中納言任官」による出仕を意味する歌とされたものである。定家は、後堀河院の貞永元(一一三二)年正月三十日に権中納言に任ぜられているが、安貞元(一一三七)年に民部卿を辞して以来官職に就いていなかったことから、「ふたたびきく」と詠んだのであろう。しかし、それは「命なりけり」と、自身の長命によるものとしており、任命者である後堀河院への感謝の念や御代に対する祝意は読み取りがたい。

続く右歌は、「関白左大臣家百首」「眺望」題で詠まれた歌で、宮廷からの退出時に見える「山の端の月」を「眺望」した歌である。『新勅撰集』でも、九八番左に続けて置かれている。同集では、「をさまれる」歌の詞書にある「外記のま

つりごとにまゐりて出で侍りけるに」を承けた形の上句「もしきのとのへをいづるよひよひは」により、並べて置かれたのであろう。定家の廷臣としての日常が描かれ、二首で一つの世界を構築するため、本自歌合でも左右一対の歌として番わされたと考えられるが、この二首は、定家自身の手により、『新勅撰集』『雑二』の述懐歌群中に置かれている。ここではじめて二次本での賀歌から三次本では狭義の雑歌へと、構成の変化がなされたことになる。さらに注目すべきは、『新勅撰集』『雑二』と同じ配列であって、三次本右歌は、二次本右歌の代わりに切り入れたという次元の差し替えではなくなっていることである。

では、次に百番右歌の差し替えをみてゆこう。二次本は  
因 ふして思ひおきてぞ祈るのどかなれ万代照らせ雲の上  
の月  
である。これも九八番右と同じく、「院二十首」の歌である。これは、

め ふして思ひおきて数ふる万世は神ぞしるらむ我が君のた  
め  
の本歌取であるため、本歌の「我が君のため」という心が込められており、後鳥羽院（及び当代である順徳院）の万世が「のどかなれ」と祈る賀歌である。この歌が三次本では、次の「入内屏風歌」に差し替えられている。

右 散りもせじ衣にすれる笹竹の大宮人のかざす桜は

入内屏風臨時祭

(新勅撰・賀・四八二)

寛喜元(一二二九)年十一月十六日、九条道家の娘樽子(註)が後堀河院に入内した際の屏風歌である。主家の祝事に定家は道家より相談を受け、ただ歌を詠じるだけでなく、大きく関わっていることが『明月記』により知られる。賀歌には違いないが、二次本では御代を直截「のどかなれ」と祈る歌であったのが、三次改訂により石清水八幡宮の臨時祭を詠んだ、主家の娘の入内屏風歌に差し替えられたのである。『新勅撰集』入集歌であるため、新たに詠じた秀歌と差し替えたとも考えられるが、結果として、左歌「住吉社歌合」と「石清水八幡宮の臨時祭」を合わせた一番となり、二次本とは色合いの異なる番となった。

九八番の差し替えにより、三次改訂において、構成の変化があることが明らかとなったが、次に、賀歌群全体の変化を確認したい。まず、二次本を掲げる。

九八番

因 紫の色こきままではしらざりき御代のはじめの天の羽衣

院百首

因 日影さす乙女の姿吾もみきおひずはけふの千代のはじめに  
院二十首

九九番

左 我が道をまもらば君をまもるらんよはひはゆづれ住吉



の松

千五百番

(新古今・賀・七三九)

右 契ありて今日宮河のゆふかづらながき世までにかけて  
たのまむ 参伊勢外宮

(同・神祇・一八七)

百番

左 我が君の常盤のかげは秋もあらし月のかつらの千代に  
あふとも 住吉社歌合

因 ふして思ひおきてぞ祈るのどかなれ万代照らせ雲の上  
の月 院二十首

の月

院二十首

先述したように、九八番は後鳥羽院と順徳院への賀意を込めた一番である。続く九九番は九八番を承けた形となる、後鳥羽院歌壇の最大の催し『千五百番歌合』『祝五首』の歌を左に、右は建久六(一一九五)年二月、良経が伊勢神宮に勅使として下向した時に、定家が随行した時の歌を番わせている。九八番右の「千代のはじめ」と九九番左の「よはひはゆづれ」が呼応し、九八番における両院への賀意が無理なく続く構成配列となっている。また九九番は、「住吉の松」と神祇歌である右「宮河のゆふかづら」を合わせ、住吉社と伊勢神宮との一番でもある。百番は左に承元二(一一二〇八)年の「住吉社歌合」(散佚)の歌が置かれ、九八番左の「御代のはじめ」から後鳥羽院に仕えた定家が、百番左で「常磐のかげ」と譬えた「我が君」の千代を、右歌で「のどかなれ」と

祈る構成配列となっている。「御代」「千代」のはじめから、「ながき世」「千代」「万代」と繰り返し賀詞が詠まれ、賀歌に相応しい構成である。

次に、三次本の賀歌群をみてみよう。

九八番

左 をさまれる民のつかさの貢物ふたびきくも命なりけり

加任納言参外記序

右 百敷のとのへをいづるよひよひはまためにむかふ山の

端の月 関白家百首

九九番

左 我が道をまもらば君をまもるらんよはひはゆづれ住吉

の松 千五百番

右 契ありて今日みやがはのゆふかづらながき世までにか

けてたのまむ 参伊勢外宮

百番

左 我が君の常盤のかげは秋もあらし月のかつらの千代に

あふとも 住吉社歌合

右 散りもせじ衣にすれる笹竹の大宮人のかざす桜は

入内屏風臨時祭

これも先述したように、九八番は左右の歌が差し替えられ、中納言任官とその出仕の帰路のひとこまを詠じた、定家自身の感懐を述べた述懐の一番となった。これにより、二次本では一首の内容から賀意の対象が具体的であった九八番が、九

九番・百番へと与えていた影響が消え、九九番の賀意の対象が一般的、抽象的なものとなって、婉曲に当代の後堀河院を示す形となった。さらに、二次本にみられたような賀詞が切り入れ歌になく、御代への賀意はうすらいだ。その結果、二次本では目立たなかった九九番左右・百番左の住吉社と伊勢神宮が印象に残ることとなり、新たに加わった石清水八幡宮と合わせ、神祇の色合いが増したようである。

### 三、三次改訂試験

部矢祥子氏は、三次改訂は『新勅撰集』撰進にあたり、定家が自歌を検討するために行ったもので、「関白左大臣家百首」が成立し、後堀河院より『新勅撰集』撰進の下命があった貞永元（一二三二）年とされる。それに対し、草野氏は、三次改訂の「時期が確定できず、「貞永元年以降」としか言えない以上、『新勅撰集』撰進に際し、定家が本自歌合を参照した可能性は高いが、改訂の必然性はないとされ、『新勅撰集』成立後に、「その撰歌を本自歌合に反映させることを企図」して行われたとされる。

『新勅撰集』の撰歌資料とすることが三次改訂の目的であれば、作品の完成度への配慮は二次的なものとなるはずであるが、前稿と本稿一、二節における考察から、賀歌群を除く定家の三次改訂は、新たな秀歌を得て、二次本ですでに整えられていた結番、構成配列の完成度をなお一層高めるべく、

時には歌順を入れ替え、綿密に行われていることがわかった。『新勅撰集』入集歌であっても、構成上切り入れが困難なため、採歌されなかったと推測される歌もある。雑部における入集歌四首のうち三首が、九八番左右と百番右の切り入れ歌という偏りも気になるところである。新たな勅撰集撰進のための改訂であれば不要となる、先行勅撰集入集歌をみると、『千載集』入集歌三首は切り出されておらず、『新古今集』入集歌三六首のうち切り出されたのは、わずか二首のみということも不審である。草野氏が述べられるように、定家が『新勅撰集』撰集にあたり、自歌の検討のため本自歌合を参照することがあっても、すでに完成した作品を改訂する必然性はなかったと考えられ、三次改訂から『新勅撰集』よりも、『新勅撰集』から三次改訂へという流れの方が蓋然性が高いといえよう。

ここで三次改訂により差し替えられた、「四季」（秋）二首・「恋」四首・「雑」四首（羈旅一首・賀三首）の十首について、構成の変化の有無を改めてまとめると、①秋（月）↓（月）、②同（紅葉）↓（紅葉）、③↘⑥恋↓恋（恋の進行による構成原理はそのまま）、⑦羈旅↓羈旅、⑧⑨賀↓述懐、⑩賀↓賀となり、変化が認められたのは、賀歌から述懐歌への一箇所（九八番左右）のみであった。本自歌合に限らず、作品成立時の政治状況などを反映することの多い賀歌が、三次改訂により二首減じていることになる。村尾誠一氏は、承久二

(一二三〇)年に後鳥羽院の院勅を蒙った定家が、「宮廷から疎外された私的な場」で詠んだ「四季題百首」においても、「廷臣としてあるべき祝言をなしている。」と指摘されるが、定家が賀歌を減じたことには、やはり何らかの理由が考えられよう。三次改訂の時期を特定することは困難ではあるが、次に他の改訂箇所と著しい差をみせた、賀歌の構成の変化が意味するところを検討し、三次改訂の時期と意図について稿者なりの考察を試みたい。

九八番左の切り入れ歌に詠まれた定家の再出仕は、先述したように、貞永元年一月三十日の権中納言任官によるものである。同年四月には「関白左大臣家百首」が成立、六月に後堀河院より勅撰集撰進の下令、十月には『新勅撰集』序文と目録の奏覧が行われた。『新勅撰集』序文では、賢帝後堀河院の勅命により、その臣下で中納言の位にある定家が選ぶ勅撰集という図式が誇示されており、福留温子氏が指摘されるように、後堀河院を「君臣相和し和歌を詠む理想的な天皇像」ととれるように編集企図<sup>①</sup>されている。三次改訂が貞永元年に行われているのであれば、どのような意図によるものであるか、定家は後堀河院に対する賀歌を本自歌合に切り入れたと思われる。二次本での賀歌が後鳥羽院や順徳院へ向けられたものであるなら、三次改訂では当代であり、『新勅撰集』下命者である後堀河院への賀意を表す歌に差し替えるのが最も自然であろう。三次改訂で七首が採歌された「関白左大臣家

百首」には、「祝」題五首があり、定家は、

君を祈る今日の尊さかくしこそをさまれる世はたのしき  
をつめ (拾遺愚草・一四九六／続古今集・賀・一八八六)  
霜雪のしろかみまではつかへきぬ君のやちよをいはひお  
くとて (拾遺愚草・一四九七／同・一八八七)

などの歌を詠んでいる。特に一四九六番の下句「をさまれる世はたのしきをつめ」は、『新勅撰集』序における撰集理念の表白である「寛喜貞永のいま、世をさまり、人やすくたのしきことのはをしらしめむために」という一節と直接繋がる表現といえ、二次本で賀歌の置かれていたところに、このような歌ではなく、自身の中納言任官に寄せた歌を入れたことは理解しがたい。

ではなぜ定家は、三次改訂において賀歌を減じたのであろうか。賀歌を減じた理由としてまず考えられるのは、賀歌を切り入れる必然性がない場合である。これは、三次改訂が定家の個人的な所為であったり、為家や子孫のためであった場合である。可能性は否定できないが、村尾氏が述べられた定家の態度から勘案するに、そのような場合であれば、ことさら構成を変えて後鳥羽院や順徳院に対する賀歌を切り出す必要がないように思われる。また、忘れてならないのは、三次改訂が順徳院の勅判を破って行われたことである。個人的な目的による改訂の可能性は低いように思われる。

次に考えられるのは、賀歌を入れることができない事情が

ある場合である。貞永元年は権中納言任官、『新勅撰集』下命、奏覧と、定家にとって晴儀の続く年であったが、翌年以降の出来事を次に掲げてみよう。

天福元年（二二三三） 九月一八日 藻壁門院（樽子）没

文暦元年（二二三四） 六月三日 『新勅撰集』草稿本を後堀河院に奏進

八月 六日 後堀河院崩御：四条天皇大嘗会延期

十月 七日 定家が『新勅撰集』草稿本を焼却

道家、後堀河院の許にあった『新勅撰集』草稿本を尋ね出す

十一月一七日 道家『新勅撰集』より百首を切り出させる

嘉禎元年（二二三五） 三月二二日 『新勅撰集』道家に奏進

二月二八日 教実没

貞永元年の翌年となる、天福元（二二三三）年九月には、九

条道家の女であり、後堀河院（貞永元年十月讓位）の中宮である樽子が亡くなり、その喪があげられるのを待たず、翌文暦元

（二二三四）年八月には、『新勅撰集』の下命者でもある後堀河院が崩御、その翌年嘉禎元（二二三五）年には道家の嫡男

教実（樽子の弟）が没している。天福元年以後、定家の周囲、

天皇家と主家において次々と不幸が重なったのである。三次改訂がこのような時期のものであれば、賀歌を切り出し、自身の任官の歌に差し替えたことが納得されるのではないだろうか。また、本自歌合最終歌の樽子入内屏風歌、

散りもせじ衣にすれる笹竹の大宮人のかざす桜は  
は、若くして亡くなった樽子の美しい姿が永遠であることを「桜」に譬えたものと解せ、主家九条家への鎮魂の詠と受け

取ることが可能である。

年表から読み取れるのは、新たな賀歌が切り入れられなかった理由だけではない。後堀河院崩御の後、『新勅撰集』は道家に奏進されることとなったが、文暦元年十一月一七日に『新勅撰集』から切り出された百首の多くは、道家が鎌倉幕府の意向を慮り、後鳥羽院、順徳院の歌を切り出させたものとされる。すなわち、三次改訂における両院への賀歌切り出しの理由や意味もみえてくるのである。

### 結論

賀歌の差し替えによる構成の変化により、改訂の時期は、貞永元年ではなく、後堀河院や九条教実の死後ではないかと考えた。しかし、「四季」や「恋」、「雑」羈旅歌群の改訂をみると、短時日でなされたとは思われず、賀歌改訂の必要性から、これらの改訂が合わせてなされたとは考えがたい。賀歌とその他の改訂の方向性の違いも重要である。

二次本は順徳院の勅判を請けており、少なくともこの時点で、本自歌合は定家が自身の歌を自歌合という形で天皇に献上披露し、歌人としての力量を顕示するという性格を有していたと思われる。そのような本自歌合の作品としての性格を考えると、三次改訂は、『新勅撰集』撰者となった定家が、後鳥羽院らへの賀歌を切り出し、寛喜貞永という後堀河院の御代に詠んだ『新勅撰集』入集歌や和歌を切り入れ、作品の完成度を高めた上で、下命者である後堀河院へ献上することが、当初の意図であったと推測される。おそらく『新勅撰集』の撰集作業と並行して行われ、『新勅撰集』完成後時をおかず、後堀河院へ献上されることが予定されていたのではないだろうか。順徳院の勅判を破り、改訂し、献上するに値する相手は、やはり『新勅撰集』下命者である後堀河院であろう。しかし、中宮尊子、後堀河院自身の崩御と、九条教実の死という不幸の連続により、切り出された後鳥羽院、順徳院への賀歌の代わりは、切り入れられることがなかった。また政治的状况から、両院への賀歌をそのままにしておくこともできなかったであろう。

三次改訂は一度になされたものではなく、後堀河院存命中にはじめられ、後堀河院崩御により九条家へと向きを変え、教実の死により、九条家への賀歌も婉曲なものにした上で、『新勅撰集』と同様に道家に献上されたものと考ええる。相次ぐ不慮のできごとにより、二次本で整えられていた賀歌の構

成配列に混乱が生じたものと推測され、他の改訂箇所との相違はこのような事情によるものと思われる。四季歌や恋歌などとは違い、賀歌の目的は対象者を寿ぐことにあり、必ずしも秀歌である必要はなく、『新勅撰集』入集歌に限るものではない。換言すれば、賀歌は存在そのものに意味があるのであり、相手への賀意を示す歌を収載することで、その役割を果たすものである。三次改訂が教実存命中であれば九条家に向けて、教実主催であった「関白左大臣家百首」の「祝」歌が切り入れられたのではないだろうか。したがって、三次改訂が完成し、道家に献上されたのは、嘉禎元（一二三五）年三月二八日の教実の死後、そう遠くない時期と考えるものがある。

注

(1) 成立に関しては樋口芳麻呂氏が「定家卿百番自歌合成立攷」(『国語と国文学』三十一号 一九五三年六月)で、その過程を明らかにされた。

(2) 『定家卿百番自歌合』三次本への改訂「四季と恋」(『詞林』第四十号 二〇〇六年十月)

(3) 『定家卿百番自歌合』雑部の構成をめぐって(『上智大学国文学論集』一七号 一九八四年一月)

(4) 『定家八代抄』での集付けは『千載集』

(5) 『定家八代抄』での集付けは『新古今集』

(6) 新日本古典文学大系『中世和歌集 鎌倉篇』川平ひとし氏校注

『定家卿百番自歌合』（一九九一年 岩波書店）当該歌脚注に「伊勢物語九段の文脈は後景に引く」とある。

(7) (注3) 論文

(8) 『訳注藤原定家全歌集上』（一九八五年 河出書房新社）の当該歌頭注

(9) 定家は建保二（一二二四）年二月一日、参議に任ぜられている。

(10) (注6) 当該歌脚注

(11) 『八雲御抄』に「民部卿 たみのつかさ」とある。

(12) (注1) 論文

(13) 樽子は寛喜三（一二三二）年には第一皇子、後の四条天皇を産んでおり、また兄は、道家の嫡男教実で、当時は関白左大臣の任にあり、「関白左大臣家百首」の主催者でもある。

(14) 草野氏は『定家卿百番自歌合』の成立と改稿―その一―成立―「上智大学国文学論集」一八号（一九八五年一月）で、順徳院への賀意のみを指摘されるが、順徳院の背後には後鳥羽院の存在があり、両院に対するものとして考えた。

(15) 『定家卿百番自歌合』について（『中世文芸論稿』八号）一九八三年一月

(16) (注14) 論文

(17) 前稿（注14）参照

(18) 「建保期の歌壇と定家」（『論集藤原定家』一九八八年 笠間書院）

(19) 「新勅撰集の巻頭御製と「つかうまつる」―撰者「中納言」・御子左家像・後堀河院像の表象として―」（『明月記研究』六号）二〇〇一年一月

(20) (注14) 論文において草野氏は、二次本への改訂が順徳院の勅判を請げるためとされる。

〔付記〕本稿は平成十四年度和歌文学会関西例会（七月二十七日 大阪女子大学）における口頭発表表に加筆修正したものである。席上及び終了後に御教示頂いた先生方に心より御礼申し上げます。

【使用テキスト】

二次本：松平文庫影印叢書第四卷『定家卿百番自歌合』島原図書館松平文庫蔵本（一九九四年 新典社）

三次本：宮内庁書陵部蔵『百番歌合』を用い、一部他本により校正した。

他の和歌本文、及び歌番号は『新編国歌大観』による。  
※引用に際し、適宜漢字表記に改め、濁点を私に付した。

（ほそかわ・ちさこ） 本学大学院博士後期課程